

# 公民館運営審議会について

---

## 1. 公民館とは

社会教育法（以下「法」という）第 21 条に定められた施設であり、古賀市では、古賀市中央公民館のことを言います。

公民館が行う事業は法第 22 条及び古賀市生涯学習センター条例施行規則第 19 条で次のように定められています。

- ・ 定期講座を開設すること。（法）
- ・ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。（法）
- ・ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。（法）
- ・ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。（法）
- ・ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。（法）
- ・ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。（法）
- ・ 公民館類似施設の活動支援及び整備助成に関すること。（規則）
- ・ その他公民館の目的達成に必要な事業に関すること。（規則）

## 【参考:根拠法令】

### ・ 社会教育法

(目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第 21 条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第 22 条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第 23 条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 1 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させそ

の他営利事業を援助すること。

2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第 23 条の 2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。))の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長が任命する。

#### ・古賀市生涯学習センター条例

(施設)

第 3 条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 古賀市中央公民館(以下「公民館」という。)
- (2) 古賀市立図書館(以下「図書館」という。)
- (3) 古賀市立歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)
- (4) 古賀市交流館(以下「交流館」という。)

#### ・古賀市生涯学習センター条例施行規則

(事業)

第 19 条 公民館は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 22 条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公民館類似施設の活動支援及び整備助成に関すること。
- (2) その他公民館の目的達成に必要な事業に関すること。

## 2. 公民館運営審議会とは

法及び古賀市生涯学習センター条例により設置された機関であり、館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施について調査審議します。

委員の任期は2年（奇数年度～偶数年度）です。学校教育、社会教育、家庭教育の関係者を含めて10名以内で構成されます。

審議会には会長及び副会長を各1人置きます。会長は、審議会を代表し、会務を総理します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

この会議の内容は、古賀市情報公開条例に基づき原則公開されます。

### 【参考:根拠法令(審議会に係ること)】

#### ・社会教育法

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

#### ・平成二十三年文部科学省令第四十二号

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

#### ・古賀市生涯学習センター条例

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職

することができる。

・古賀市生涯学習センター条例施行規則

(古賀市公民館運営審議会)

第 21 条 古賀市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員の互選により、審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 22 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【参考:根拠法令(会議の公開に係ること)】

・古賀市情報公開条例

(会議の公開)

第 23 条 実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議(法令等の規定により非公開とされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第 7 条に規定する不開示情報が含まれている議事について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。

(2) 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると出席委員の 3 分の 2 以上で決したとき。

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

(市政情報の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該市政情報を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然環境を保全するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるもの
  - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報

#### ・古賀市情報公開条例施行規則

(公開の対象)

第14条 条例第23条第1項に規定する規則で定める委員会等とは、規則、要綱等により設置される附属機関に準じる委員会等(条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等を行うことを所掌事務とする委員会等を除く。)であって、別表第2に掲げるものとする。

2 条例第23条第1項附属機関及び前項に規定する委員会等(以下「附属機関等」という。)は、条例第23条第1項に規定する会議の非公開の決定は、あらかじめを決定する際、非公開の範囲及びその理由を明らかにするものとする。ただし、同項第2号の理由により会議を非公開と決定するときは、この限りでない。

(会議の運営の基本的事項)

第15条 会議を開催するときは、附属機関及び前条第1項に規定する委員会等(以下「附属機関等」という。)附属機関等の長は、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第23条第1項に規定する会議の非公開の決定をした会議であって、市長が公表が適当でないとして認められるものについては、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 日時・場所

(3) 主な議題

(4) 公開とする場合は、傍聴者数

(5) 非公開又は一部非公開とする場合は、その旨と理由

(6) 会議を公開するか否かを決定していない場合は、公開について未定である旨

2 会議の傍聴を希望する者がいるときは、当該会議の運営方法の定めるところにより、当該附属機関等の長がその可否を決定する。

3 前項の規定により傍聴を認められた者には、当該会議に係る資料を閲覧に供されるよう配慮しなければならない。

(会議録の作成及び公表)

第16条 附属機関等の長は、遅滞なく次に規定する事項を記載した会議録を作成し、附属機関等の承認を得なければならない。

(1) 前条第1項各号に規定する事項

(2) 出席委員等の氏名

(3) 庶務担当部署名

(4) 審議の内容

(5) 前条第3項に規定する資料の名称

2 前項に規定する会議録(非公開とされた会議に係るもの及び一部非公開とされた会議の当該部分を除く。)は、附属機関等の承認後、各実施機関の長の定める適宜の方法により、速やかに公表するものとする。